

事務連絡

令和元年8月29日

大槻 賢孝 様

舞鶴市産業振興部産業創造・雇用促進課長

行政文書開示請求書の受付について

令和元年8月28日付けの標記請求書につきましては、当課にて受付けをしましたので、その写しを送付いたします。

なお、本請求に係る開示、不開示等の決定は、原則、令和元年9月11日までに行い、その旨当課より連絡しますとともに、その際、必要に応じて開示日時等の調整をさせていただきますので、ご了承願います。

様式第1号（第3条関係）



令和元年8月28日



舞鶴市長様

住 所 |

請求者 氏 名 大槻 賢孝

電話番号 |

[法人その他の団体にあっては、事務所又は事業
所の所在地並びに名称及び代表者の氏名]

連絡先（法人その他の団体の担当者）

氏 名

電話番号

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	平成30年6月29日～7月3日の間において喜多地区で実施された舞鶴港パーム油発電事業説明会の議事録および説明会に用いられた資料
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（送付希望の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギー・スタートプランで誘致される再生可能エネルギー施設について多くの市民に关心を持ってもらうため
※受付年月日	令和元年8月28日
※担当部課等	産業振興部産業創造・雇用促進課 電話番号 0773-66-1021 (内線 1214)
※備考	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する□に印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。

様式第3号（第4条関係）

舞産産第54号
令和元年9月11日

大槻 賢孝 様

舞鶴市長 多々見 良三



行政文書部分開示決定通知書

令和元年8月28日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	平成30年6月29日に喜多地区で実施された京都舞鶴港喜多地区パーム油発電事業説明会の議事録及び説明会資料
開示の日時及び場所	日時 場所
開示の方法	写しの交付（送付）
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	(開示しない部分) 議事録のうち、「氏名」欄の部分 (開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由) 「氏名」欄の部分は、舞鶴市情報公開条例第5条第1項第1号に該当し、その理由は「個人に関する情報」であるため。
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができるべき期日	
担当部課等	産業振興部 産業創造・雇用促進課 電話番号 0773-66-1021（内線1214）
備考	
注意	
	1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関（又は舞鶴市長）に対し、不服申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として（訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定（又は裁決）があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<京都舞鶴港喜多地区 パーム油発電事業説明会議事録（喜多地区）>

舞鶴グリーンイニシアティブス合同会社

1. 開催日時

平成30年6月29日（金）午後19:30～21:00 喜多地区公民館

2. 出席者

喜多地区 区長様、副区長様、住民の皆様 21名

京都府環境部エネルギー政策課 1名、港湾局港湾企画課 1名

舞鶴市産業創造室 1名

舞鶴グリーンイニシアティブス合同会社 2名

日立造船株式会社 4名

3. 事業概要説明

添付資料に沿って、舞鶴グリーンイニシアティブスより事業内容を説明。

4. 質疑応答（主なご意見・ご質問）

質問) 環境項目について、騒音、低周波、振動、排ガス、匂いなどの住民の生活への影響について説明してほしい。

回答) 騒音、振動、排ガスの環境項目について、舞鶴市と協定値を定めることで協議をしており、それぞれに協定値を遵守すべく対策をしております。（各詳細については添付議事録をご確認ください。）

質問) 環境項目について、舞鶴市と協定値を締結することだが、運転後は住民にも定期的に数値の計測結果を開示してほしい。

回答) 舞鶴市には定期的に計測結果を提出する予定です。その際に同じ内容を地域住民の皆様にも開示、提出することは可能です。

質問) タンクにパーム油は液体で保管されているのか？流出した場合の危険性は？

回答) パーム油は引火点が灯油の40℃と比較すると200℃以上と高く、灯油等に比べて一段階危険度の低い「指定可燃物」に分類されます。万が一漏れだしたとしても発火や爆発の心配はなく、また常温では固体であるため、漏れ出した場合でも固まり流れ出すことはありません。

質問) 本事業による地元へのメリットは？

回答) 就用の創出、行政への安定した税収があげられます。また、発電所から出る排熱を利用した地域活性化も今後検討して行きたいと考えています。

5. 今後について

質疑応答の中で、環境項目について、それぞれ住民への影響がないことを第三者によって評価してもらう必要があるのではないかというご意見を頂きました。今後、第三者（環境影響調査会社）による影響評価を実施し、10月中旬頃に住民の皆様へその結果を報告させて頂きたいと考えております。

(終わり)

舞鶴市喜多地区にお住いの皆様

平成 30 年 8 月 10 日

舞鶴グリーンインシアティブス合同会社

拝啓 皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社が京都舞鶴港喜多地区にて計画しておりますバイオマス発電事業について、平成 30 年 6 月 29 日に実施の事業説明会に足をお運び頂き有難うございました。本説明会の議事録について下記の通りご連絡させて頂きます。尚、詳細の内容につきましては、添付資料をご確認の程宜しくお願い致します。

ご質問・ご要望等がございます場合は、以下連絡先窓口までご連絡をお願い致します。

敬具

一記一

1. 添付資料

京都舞鶴港喜多地区 パーム油発電事業説明会議事録（喜多地区）

2. 連絡先窓口

日立造船株式会社

環境事業本部環境営業統括部 エネルギーソリューション営業部

電話番号：03-6404-0842

打合せ記録					
京都府、舞鶴市 殿	作成: 2018年7月31日 Hitachi 日立造船株式会社				
工事番号:	舞鶴市	京都府	Sinarmas		
工事名: 舞鶴市喜多バームディーゼル発電設備設置工事			Hitachi		
議題: 舞鶴市喜多地区住民様への事業説明会 議事録					
日時: 2018年6月29日(金) 19:30~21:00	場所: 喜多地区公民館				
出席者	説明者 舞鶴グリーン・インシアティブス合同会社 (シナール・マスグループ設立の日本法人) ※以下、議事録中ではSinarmasと表記 Director Business & development 日立造船株式会社 ※以下、Hitachiと表記 エネルギー・ソリューション営業部 エネルギープロポーザル部				
受領書類	提出書類 ・京都府舞鶴喜多地区における バイオマス発電所事業計画概要について(全28ページ資料)				
項目番号	発言者	打合せ内容	承認欄		
			住民様	舞鶴市	京都府
1.	区長	区長より開会のご挨拶 喜多地区に建設予定のバイオマス発電所の概要がほぼ固まつたとのことで、事業者側より喜多地区住民への説明会を開催することとなりました。 事業主体であるシナルマス社、日立造船、オブザーバーとして舞鶴市、京都府、及び港湾局から合計9名出席し事業の説明、説明後の質疑応答を予定しています。			
2.	Hitachi	二挨拶及び建設計画の経緯説明 日立造船は舞鶴の地で、造船を主とした事業で約50年程度お世話になっています。 又、舞鶴工場内で15年間35MWの発電事業を行ってきましたが、2016年で発電所の契約満了に伴い停止し撤去しました。この発電所運営の実績及び雇用を継続するため再生可能エネルギーであるバイオ燃料を用いた発電所を建設する計画を京都府様舞鶴市様に喜多の土地を紹介戴き、検討を約3年前から進めておりました。 初回はHitachiが事業主体となるべく検討を行いましたが、当社はエンジニアリング会社であるため、燃料調達や事業に長けておらず、当社が事業主体になることは断念しました。 今回事業の施工としてインドネシアの企業集団であり、世界でも上位のバーム油生産会社であるシナルマスグループの一員であるゴールデンアグリソーシーズをオーナー事業者として進める環境が整いましたので、本日事業施工から喜多地区住民皆様へ事業の説明をすることとなりました。			
3.	Sinarmas	事業計画概要説明 事業主であるSinarmasより、提出した事業計画概要について説明。 事業主はゴールデンアグリソーシーズが出资し設立するSPC(特別目的会社)の舞鶴グリーン・インシアティブス合同会社が事業を推進する。本件は最低でも20年間は運営を行う計画で、建設、運転、保守についてはHitachiに依頼する。 又、バイオマス燃料としては化石燃料ではなく、植物油のバーム油を使うことになる。			

項目番号	発言者	打合せ内容 ※略称にて記載させて頂きます事ご了承願います。	承認欄		
			住民様	舞鶴市	京都府
4.					
		質疑応答			
	Q1	OP10(17)発電所環境項目については1つ1つ説明をして欲しい。			
	Sinarmas	⇒項目毎に説明。 ・騒音についてはエンジンが一番の発生源となります。そのためエンジン全体を建屋で覆い防音をします。又住宅地のある場所については、防音壁を作り、書店店内の音程度である50dB以下になることで、行政側と協議を行っています。 ・振動についてはエンジンの下部に防振装置を取り付け、低減を図ります。どの規制を適用するかについては、今後行政側と良好な協議をしていきます。 ・窒素酸化物(Nox)は脱硝装置を付け、行政、環境の定める基準値を遵守します。 ・硫黄酸化物(Sox)はバーム油のなかに硫黄分がないため、微量しか発生しません。 ・ぱいじんについても発生しにくい燃料ですが行政、環境の定める基準値を遵守します。 ・排水についてはエンジンの冷却のため水を使用しますが、循環使用をするためプラント水を排水することはありません。雨水、生活排水は決められた手順で処理をします。 又、温水を海に排水することもありません。 ・環境の法令で決められた値を守っているからそれで良いと考えている訳ではなく、今後も行政側とよく相談をし最も正しい値を決めて行きたいと考えています。			
	Q2	○騒音、振動、排ガス値、排水等の環境値について喜多地区に報告することは可能か？			
	Sinarmas	⇒環境値については項目毎に行政側に定期的に報告をします。行政側に確認のうえ同じデーターの開示、提出は可能と考えます。			
	Q3	○24時間運転で夜間が50dBということか？騒音50dBの基準は？			
	Sinarmas	⇒準工業地域である第3種騒音区分で夜間50dB以下になる様計画しています。 又、夜間は工事、車両の出入りは行わない計画です。			
	Q4	○日立造船内の化石燃料ディーゼルエンジンでの騒音実績値は？			
	Hitz	⇒配置、エンジン数は違いますが、敷地境界線上(発電所から80m)で50dBでした。 今回はエンジン数、配置の違いを考慮し50dB以下になるよう、防音壁を計画しています。			
	Q5	○以前絆ヶ岬の米軍基地で発電機の低周波数の騒音問題を聞いた、低周波の騒音は大丈夫か？			
	Hitz	⇒米軍基地内のこととは勉強不足で解りませんが、確認したうえ適切な処理を行います。			
	Q6	○イメージは舞鶴工場内にあった発電所と同じか？低周波音等の問題は無かったのか？			
	Hitz	⇒舞鶴工場内(雁又)は5台で今回は8台ですがほぼ同じ設備です。低周波の騒音問題はありませんでした。同じ型式のガスエンジンが40台稼動していますが、いずれも低周波に関するクレームは発生していません。			
	Q7	○バーム油を燃料とした時、不快な匂いが出ると聞いたが本件については如何か？			
	Sinarmas	⇒バーム油は液体又は固体であっても、プラント内では常に密閉状態にあるため、匂いが外にもれることは無いと考えています。PKS(バーム戦)を使った固形バイオ発電の場合、戦を現場に保管している際に発酵し、不快な匂いが出ることがあります。 本件は液体燃料であるため、PKSとはまた異なります。			
	Q8	○バームが育つ段階でCO2を吸いO2を出すから、バイオ燃料は地球に優しいと言われるが地元主体で考えると、本当にそうなのか？			
	Sinarmas	⇒ご懸念の通り発電所からCO2は発生します。ただCO2に関しては人体に影響を与える物では無いと理解しています。Nox、Soxは公害等の影響があるため、地域で定められた数字を守ることは大事と考えていますが、CO2は地球規模で考える物と理解しています。			

項目 番号	発言者	打合せ内容 ※略称にて記載させて頂きます事ご了承願います。	承認欄		
			住民様	舞鶴市	京都府
		Q9 ○バーム油が燃えるときに不快な匂いは出ないのか？			
		Q10 ○排ガス値については法の基準値をどのレベルで遵守するのか？			
		Q11 ○夜間は止められないのか？			
		Q12 ○この規模(66MW)では環境評価をしなくて良いとの事だが、今までの質問的回答も併せ、第三者による環境評価をやってもらった方が、住民としては安心する。この場合行政側も関わっていただきたい。			
Sinarmas	⇒拝承いたしました。 環境に対する質問を頂いたので、住民様の要望に基づき第三者による環境評価を現状の計画ベースを基に、実施検討いたします。 アセス調査会社側の意見も良く勉強し、行政側と協議のうえ結果を報告致します。				
舞鶴市	⇒行政側も既に色々チェックをしている状態です。 今後も各関係部署連携して、チェックを行います。				
		Q13 ○バイオマスガイドラインを読んだところ、計画段階から地元と良く協議しろ、とある。 この説明会はこの主旨で行われ、住民の意見は吸い上げられると考えて良いか？ 9月でFIT申請締め切りとも聞いているが？			
Sinarmas	⇒今回の説明会も住民様からの意見を吸い上げる会と認識しています。 FITの申請は既に行っていますが、最終期限は来年の2月であり、現在最終申請に向け手続き中です。				
		Q14 ○喜多埠頭に来るバーム油は液体の状態なのか？			
Sinarmas	⇒常温では固体の燃料ですが、タンカーで輸送中も加温し液体の状態で運び、液体の状態でタンクで保管します。				
		Q15 ○タンカーからの受け入れはどうするのか？			
Sinarmas	⇒ローディングアームという受け入れ用装置(配管構造物)を準備し、密閉状態を保持したうえ、流出(こぼさない)させないよう受け入れます。				
		Q16 ○喜多埠頭内のタンク基地でも全てのタンクを加温して保持するのか？ タンク基地の前に家があるが、加温による影響、地震によるタンク倒壊、油流出に対してどう考えているのか？バーム油は危険なのか？漏れたバーム油においはないのか？			
Sinarmas	⇒・全てのタンク(16基)を加温して液体の状態で保管します。 Hitz ・加温による影響については加温用の温水を作るためだけの、小さいボイラを設置します が加温による影響は少ないと考えています。 ・地震の検討については行政側(消防局)の指示もあり、ひとクラス基準の厳しい、特定タンクでの設計基準(耐震基準)を適用しているので、倒壊する可能性は低いです。 ・油流出についてはタンクの周りにコンクリートの油溜まりを設置し、タンク基地内から流出しない処置をしています。(油溜まりは1タンク分) ・バーム油は指定可燃物に分類され、一般のガソリン、灯油、重油などの危険物よりは危険度の低い油に分類されています。 危険物は引火点が40°C(灯油)、指定可燃物は200°C以上。 ・常温(20°C)以下であれば固まる油であるため、夏場以外であれば流出すれば固まります。固まった油はろうそくのロウ状となり、揮発しません。				
		Q17 ○タンクの蓋は可変式か？ Hitz ⇒940kLのタンクで鋼板製。蓋は固定式です。			
		Q18 ○本設備が稼動することのメリットは？			
Sinarmas	⇒住民の皆様への直接的なメリットとは言えないかもしれませんのが、地元へのメリットとしては、雇用の創出、行政側へ税金を安定的に納められることがメリットと考えています。 又、発電所から出る排熱を利用して、野菜農園や陸上養殖、温水利用等 アイディアを出し、地元活性化も今後考えていきたいと思います。				

京都府運営部	京都市産業振興局	京都市商務局	日立造船	写し	計
1	1	1	1		5

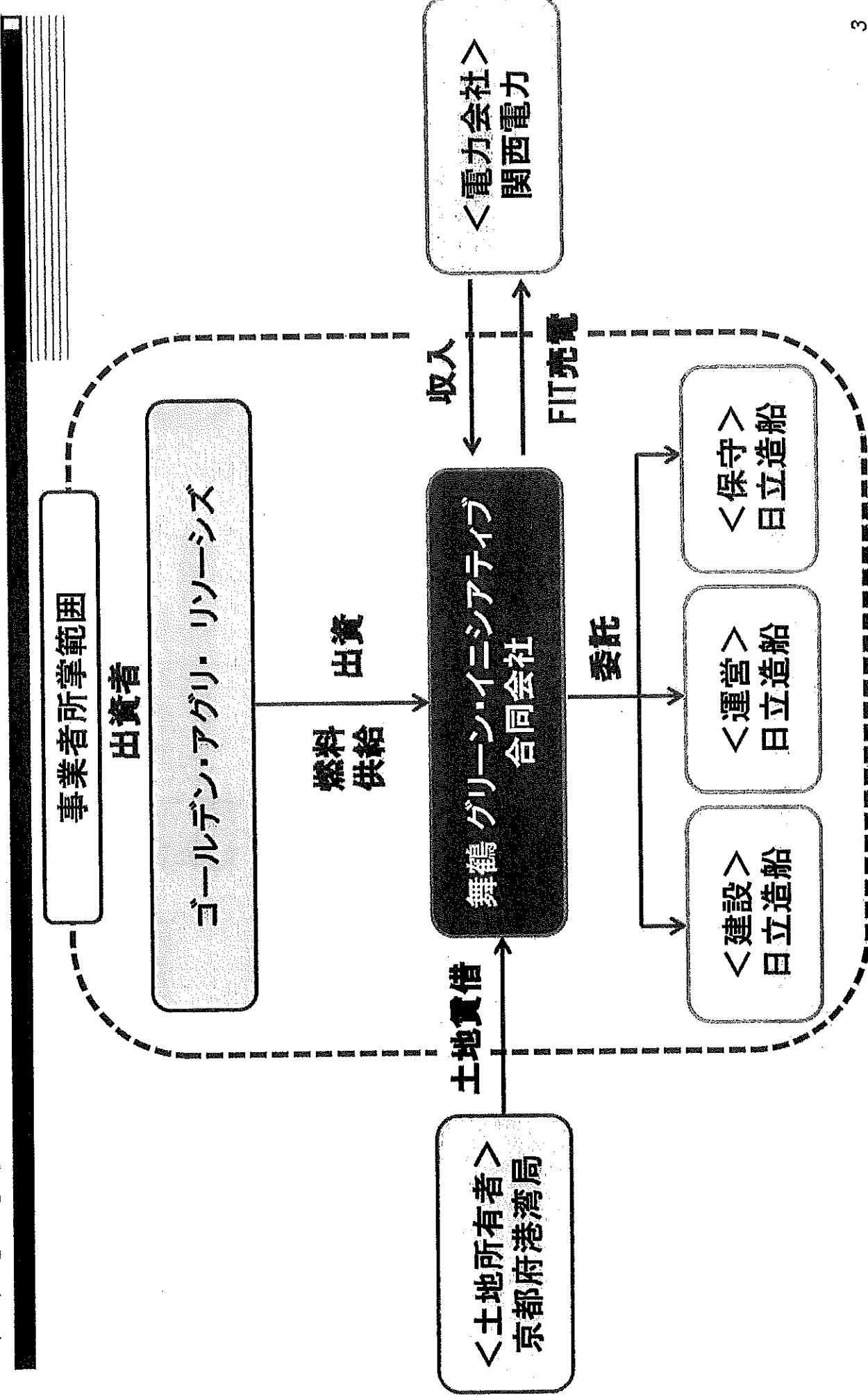
京都舞鶴港喜多地区における バイオマス発電所事業計画概要について

2018年6月29日～7月3日
ゴールデン・アグリ・リソーシズ

(1) 発電所概要

- 事業者 : 舞鶴グリーン・イニシアティブ合同会社
- 建設、運営、保守 : 日立造船
- 発電区分 : バイオマス発電
- 建設予定地 : 京都舞鶴港喜多地区および喜多ふ頭
- 主要設備 : バルチラ社製ディーゼルエンジン8台
(うち1台常用予備機)
- 燃料 : パーム油
- 発電端出力 : 66MW(65,590kW)
- ※一般家庭約12万世帯相当
- 年間稼働時間 : 8,500時間(保守・点検時以外連続運転)
- 事業期間 : 20年間(固定価格買取制度事業期間)
- 年間燃料使用量 : 約120,000トン
- 予定雇用者数 : 発電所約20名、タシケヤード約5名、
口一リー輸送約10名

(2) 事業実施体制



(3) ゴーラルテン・アグリ・リソーシズ (シナール・マス グループ)



シナール（光）・マス（黃金）グループは、太陽の輝きのように
光と生命を与えることを意味します。



シナール・マスはインドネシアで1938年から創業し、今年で80周年を迎えます。
グループ全体の売上は年間2兆円以上となり、インドネシア共和国において約38万人を雇用し、
契約農家等を入れると更に約50万人の雇用を創出しています。

(4) 農業の取組み



・ インドネシア最大のパーム
　プランテーションを誇り、
　垂直統合された
　オペレーションを実施

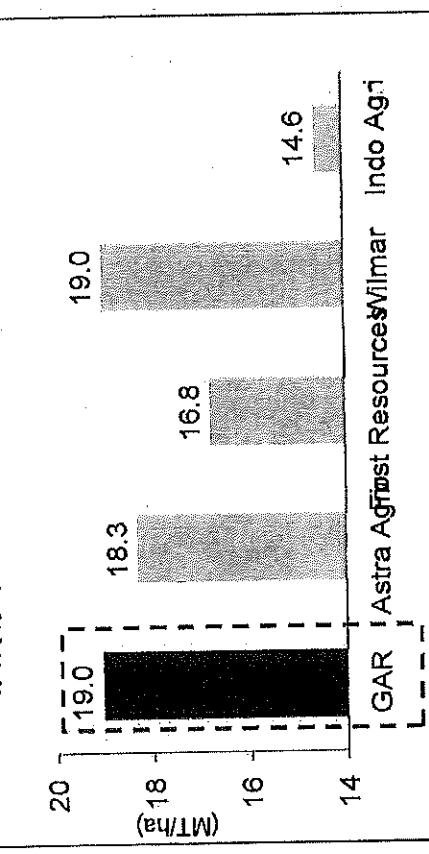
- ・ 売上高 7,000億円／年以上
- ・ インドネシア共和国における
　パーム油総生産量の9%以上
- ・ 総面積 48万8千ha
- ・ 250万台／年以上のパーム油連製品
- ・ 世界最高峰の生産効率

(5) 世界最高峰の生産効率



ゴールデン・アグリ・リソーシズ (Golden Agri Resources, GAR) は効率的な運営を実施

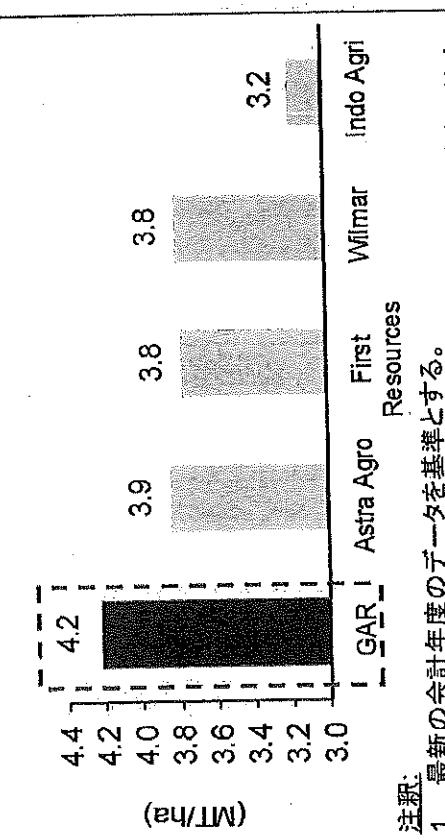
パーム油果実 haあたり収穫量¹



注釈:

- 最新の会計年度のデータを基準とする。

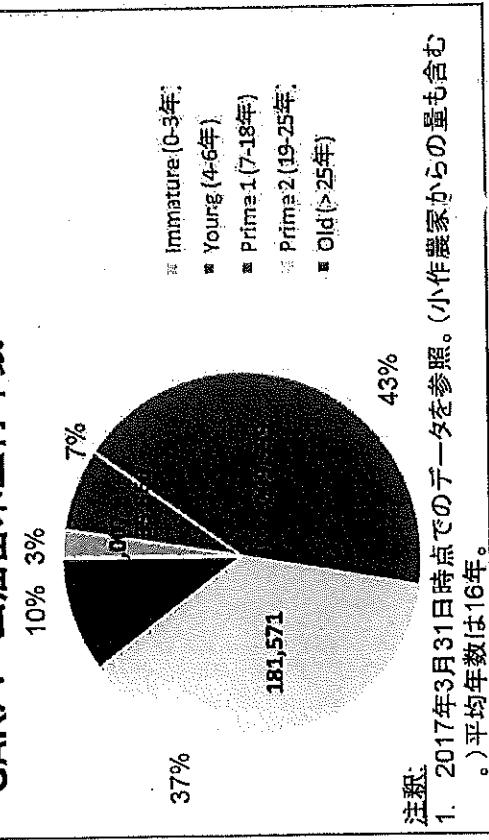
パーム原油 haあたり収穫量^{1,2}



注釈:

- 最新の会計年度のデータを基準とする。
- パーム原油のhaあたりの収穫量は、バーム油果実の収穫量に抽出係数をかけて算出。

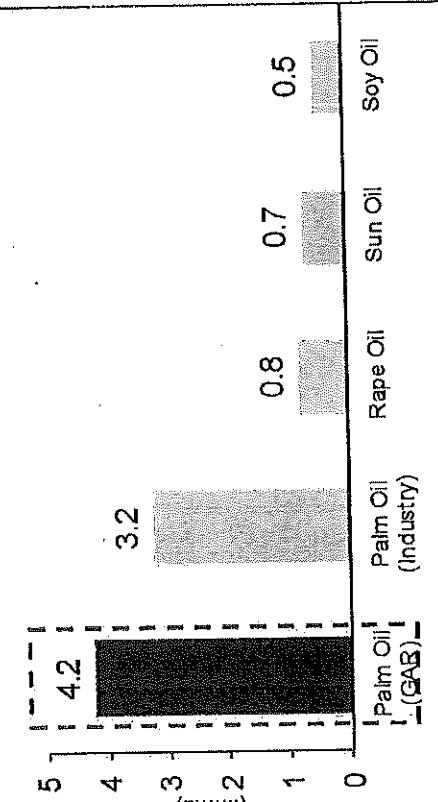
GARパーム油苗木生育年数¹



注釈:

- 2017年3月31日時点でのデータを参照。(小作農家からの量も含む。)
- 平均年数は16年。

植物油の中で最も高収穫率のパーム油



参照: Oil World and Company Data as per 2016

(6) 高い付加価値を誇るバリューチェーン

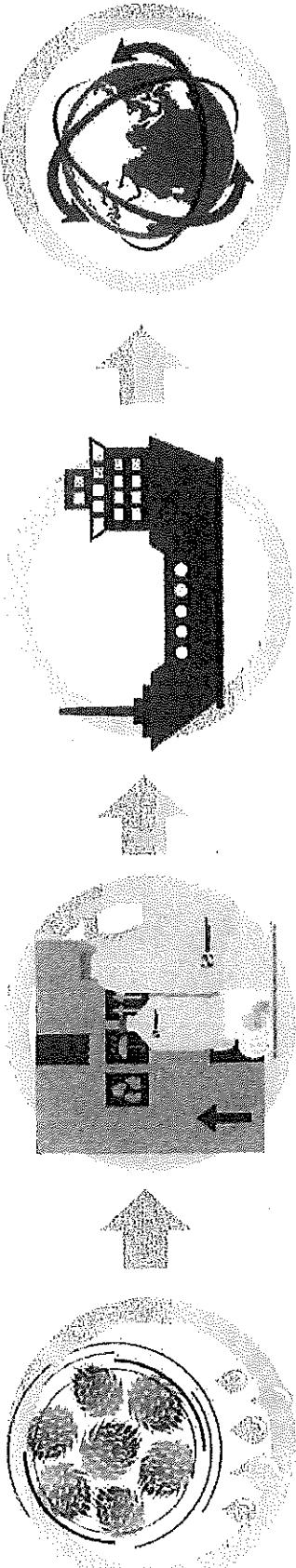


原料調達

生産過程と高付加価値化

効率的な物流

グローバルな販売網



- ・サステイナビリティ及びトレーサビリティへの取組み
- ・自社ノペーム農園
- ・契約ノペーム農園

- ・バイオディーゼル発電
- ・食用、非食用、バイオディーゼルエネルギー等
- ・更なる高付加価値製品への市場の要求

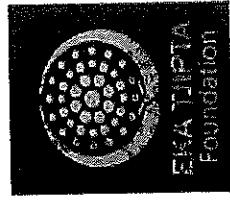
- ・世界最大級のパーム油運送船会社を保有
- ・世界各国へのグローバルな物流展開

- ・世界各国に更なるプレセンスが高まっている
- ・中国やインドにおける精製事業やグローバルな精油所運営

(7) シナーレ・マス ゲループのその他活動



教育



INSTITUT TEKNOLOGI DAN SAINS BANDUNG
ECO-INDUSTRY ORIENTED UNIVERSITY



Embracing the Future
Embracing Asia



環境



Research Institute



A ZERO DEFORESTATION COMMITMENT
We believe in creating a sustainable future through
our products and we are doing our part to chart
the path ahead through our new Forest Conservation Policy
launched on 5 February 2013.
For more information please visit www.asiapulppaper.com

ヘルスケア



EKA HOSPITAL
Care for Better Health

Others



Yayasan Buddha Tzu Chi Indonesia
Perwakilan Sinar Mas

Yayasan Buddha Tzu Chi
also provides assistance
in case of disaster, character
building (Cinta Kasih)



(8) 教育の提供と雇用の創出

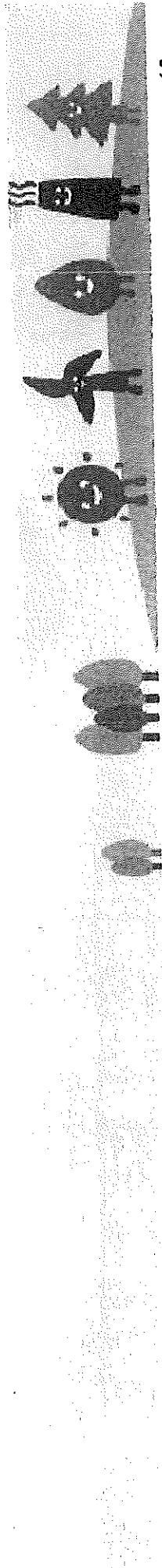


小中学校 237校
生徒数 37,748人
教員数 2,366人
従業員 380,000人

シナール・マスが運営する財團は過去7年に、
2,455以上の奨学金を学士、修士、国際関連に
付与

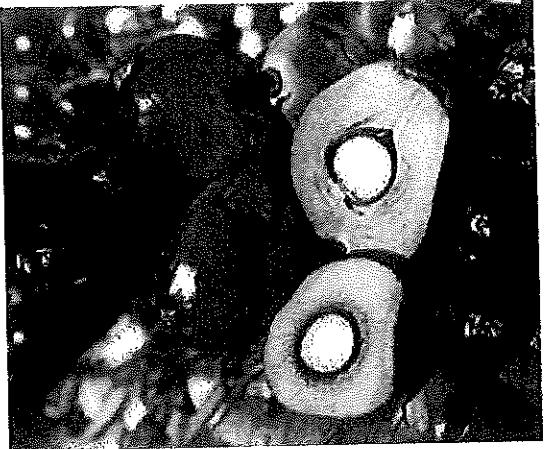
(9) 固定価格買取制度(FIT制度)による発電事業

- 今回の発電所は、固定価格買取制度(FIT制度)を利用した再生可能エネルギー発電事業です。
- FIT制度は、太陽光や風力、地熱、バイオマス燃料などの自然由来の再生可能エネルギーによって発電された電気を電力会社が20年間一定の価格で買取ることを国が約束する制度です。
- 資源エネルギー庁の取組みで、地球にやさしい再生可能エネルギーの普及・国内の電力自給率アップのため、2012年から実施されます。
- 今回の計画で利用する燃料「パーム油」は、再生可能エネルギーの中で植物由来の「一般バイオマス」に分類されます。



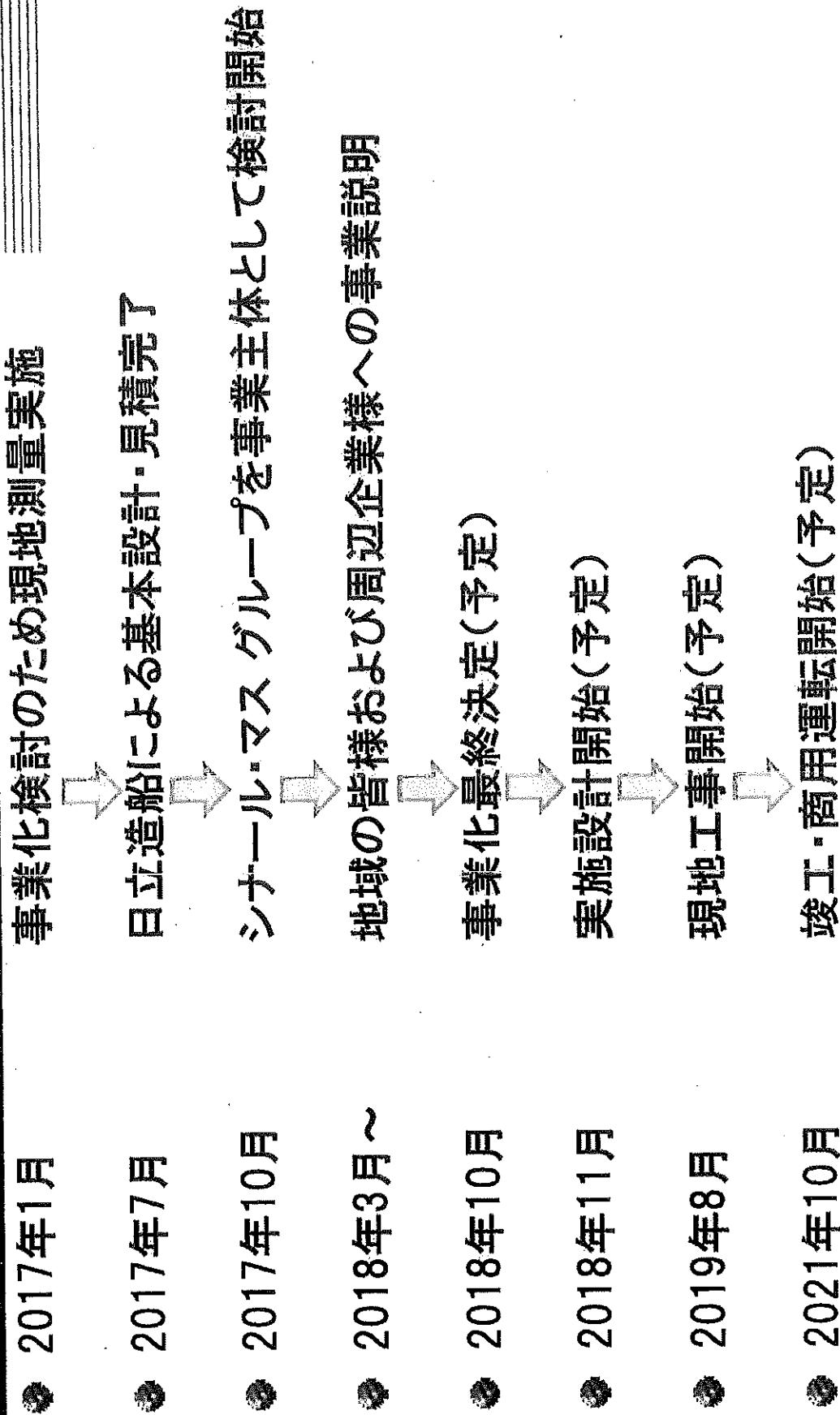
(10) パーム油発電とは

- 東南アジア(インドネシア、マレーシア他)で生産されるパーム油を利用したバイオマス発電。
- 従来の重油やガスの火力発電とは異なり、植物由來の燃料のため自然にやさしいエネルギーである。
- 本事業では、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」に正しく沿い、国際的認証である「RSPO」を取得したパーム油を利用し、熱帯林の保全や適正な労働環境の確保など責任ある方法にて生産、管理された持続可能なステイナブルなパーム油を利用します。



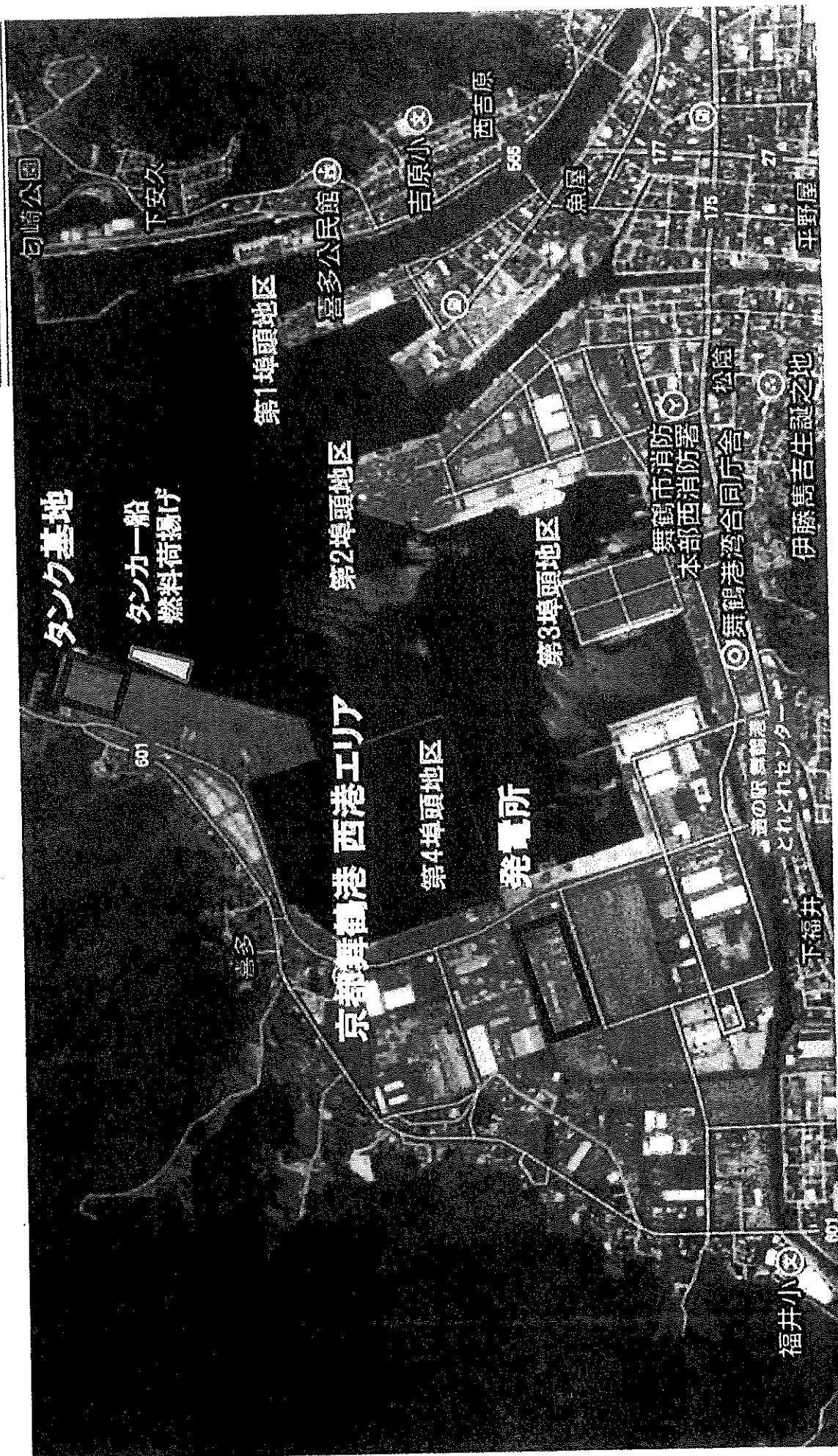
資源エネルギー庁HPより

(11) 案件スケジュール(計画)

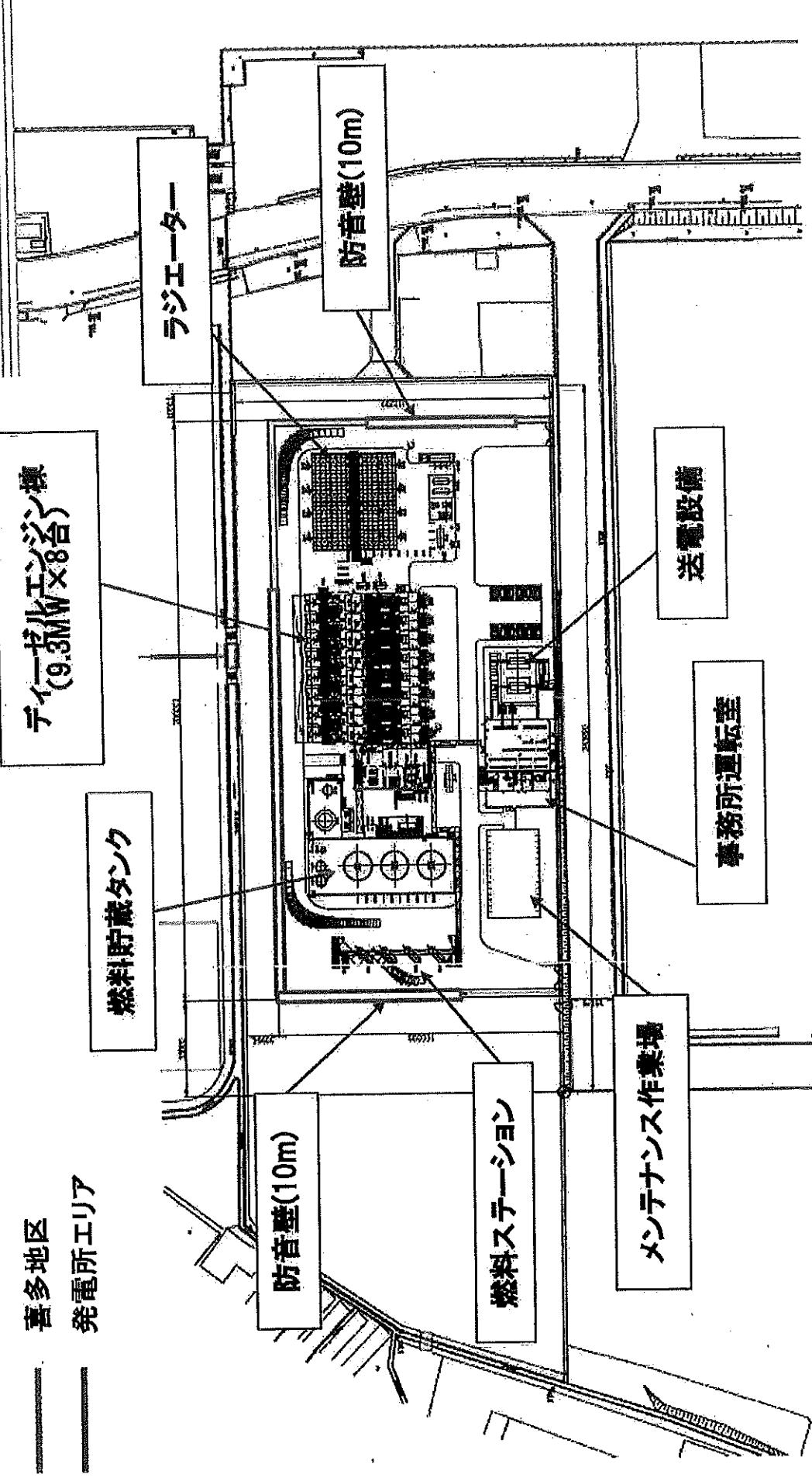


※ 事業化決定までに現地において、土質調査等の調査業務を実施する可能性がございます。

(12)建設予定地

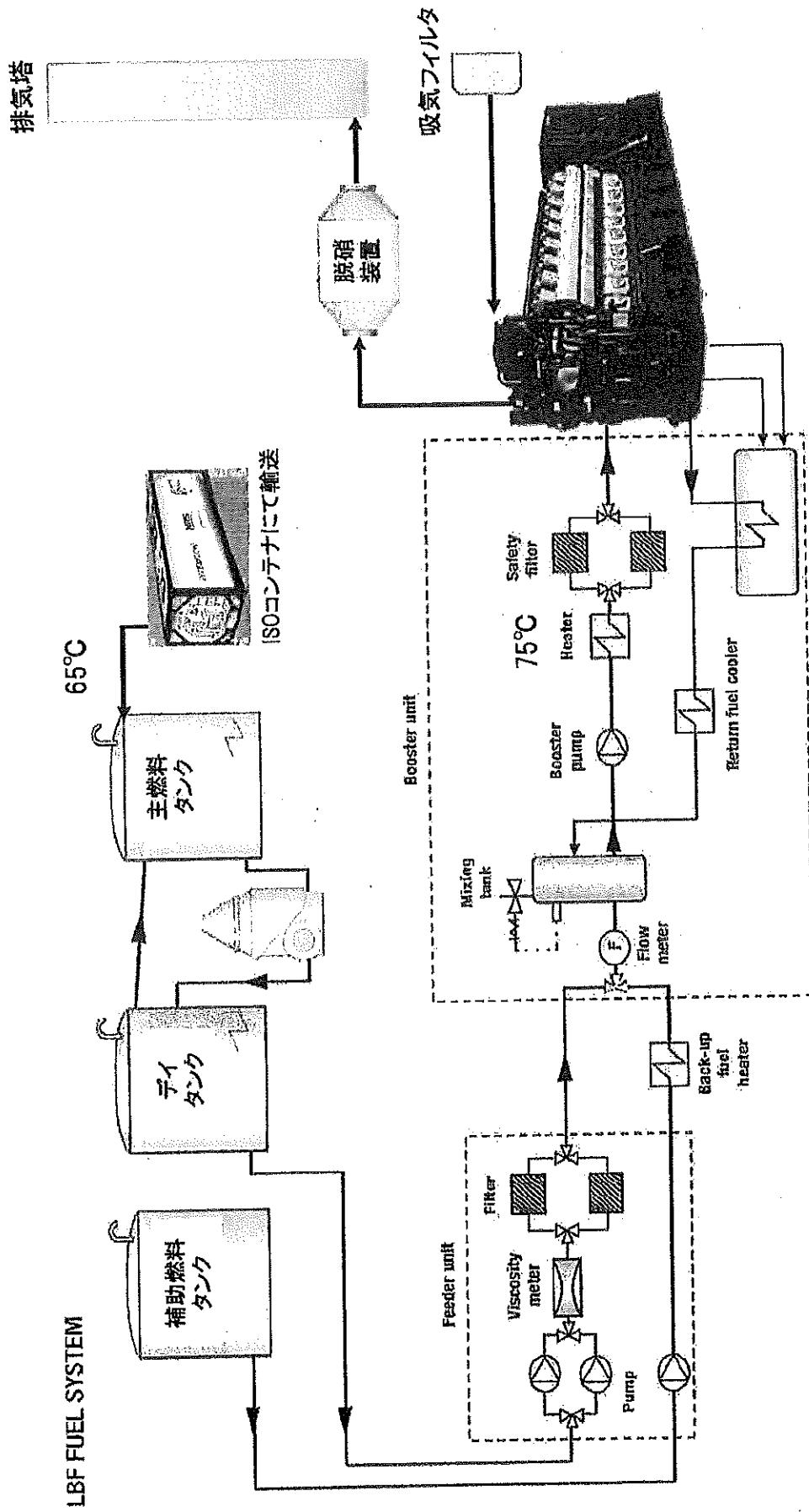


(13) 発電所配置図

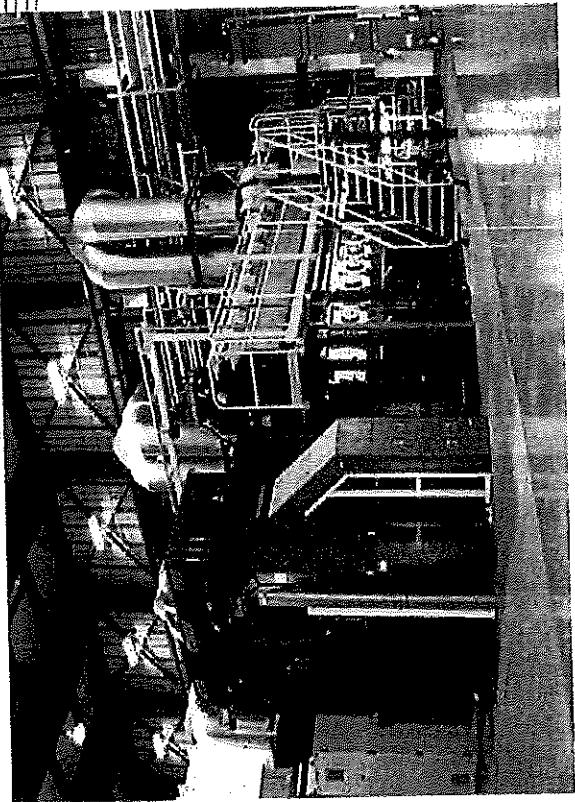


※ 現在排熱を再利用し発電効率を向上させることとサイクル等システムおよび機器配置を見直しており、今後変更となる可能性がございます。

(14) 発電所システムブロード



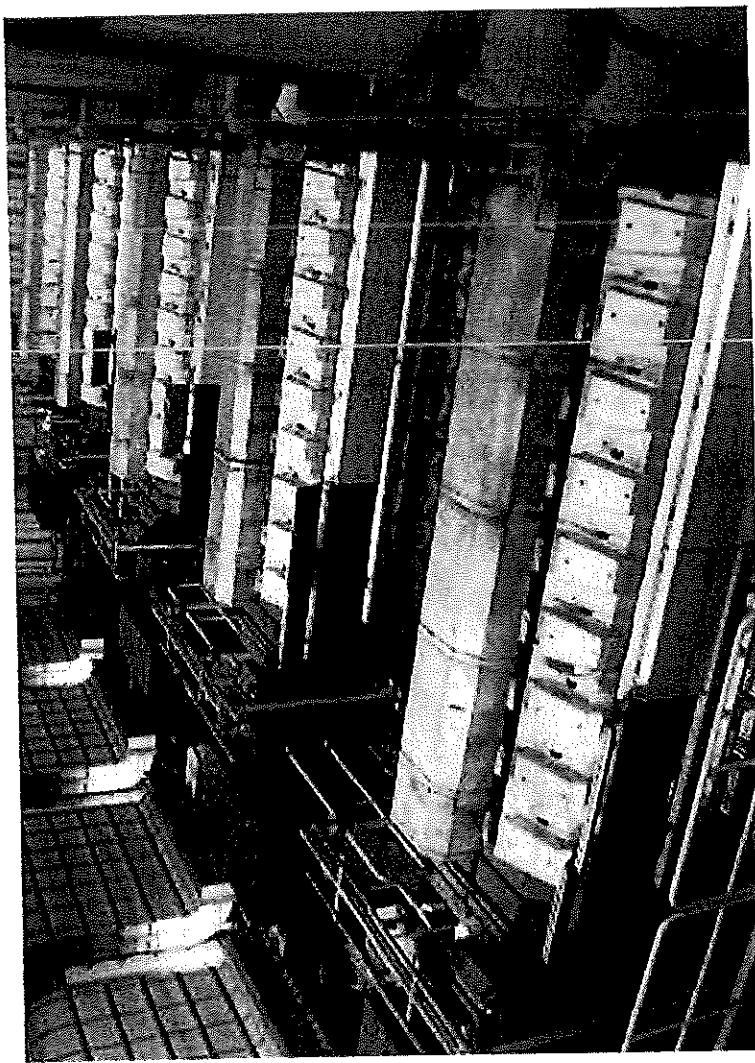
(15)発電所イメージ写真(類似プラント)



エンジン単体

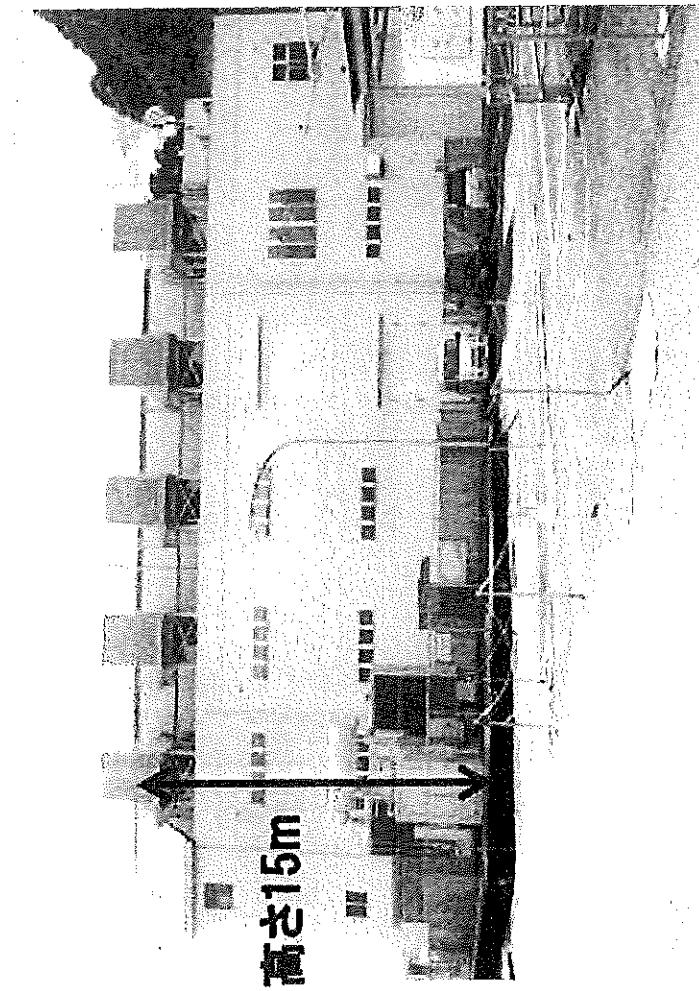


エンジン防振バネ(振動を低減)



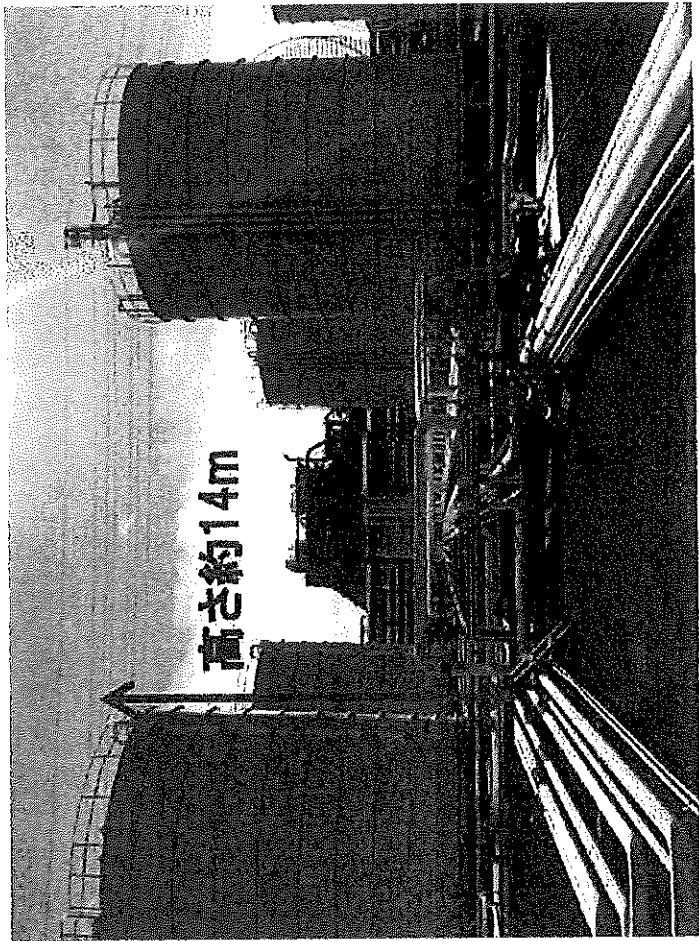
液体燃料エンジン
今回計画と同規模のエンジンです。

(16)発電所イメージ写真(類似プラント)



発電所建屋

高さ約15mの建屋を建設予定しています。
また、発電所周辺を騒音対策として別途
高さ10mの防音壁にて囲いますので、
外側から発電所自体は見えません。



燃料タンク

写真と同規模の約14mタンクを建設予定しています。

(17) 発電所環境項目

環境影響項目

騒音

騒音の発生源となるエンジンは、防音設備のある建屋内に設置するほか、事業所外周に防音壁を設置し、騒音の低減に努めます。
今後、舞鶴市と協定を締結する予定ですが、その協定値は、書店店内の音程度である50dB以下(出典:「全国環境協議会 騒音小委員会」)とします。

振動

振動の発生源となるエンジンは建屋内に設置するほか、エンジン下部に振動を吸収する防振バネを設置し、振動の低減に努めます。
今後、舞鶴市と協定を締結する予定であり、その協定値を遵守します。

排ガス

排ガスからNOxを除去する脱硝装置を設置し、関係法令等で定められた基準値を守ります。

塩素酸化物
(NOx)

燃料のパーム油にはSOxの原因となる硫黄分は殆ど含まれていませんが、関係法令等で定められた基準値を遵守します。

[ばいじん]

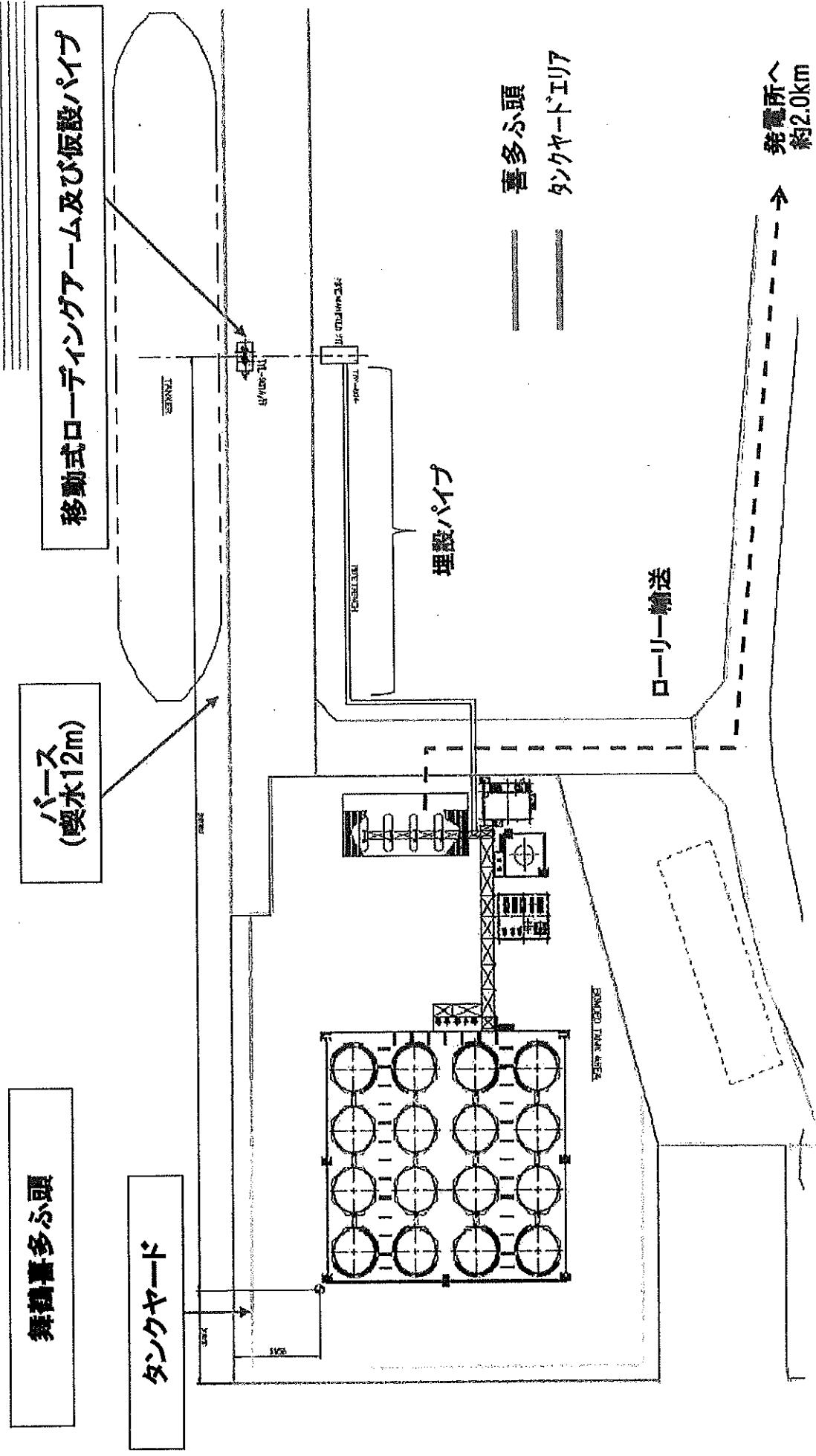
パーム油は[ばいじん]の発生しにくく燃料ですが、[ばいじん]の発生を極力抑えるよう機器を運定し、関係法令等で定められた基準値を遵守します。

排水

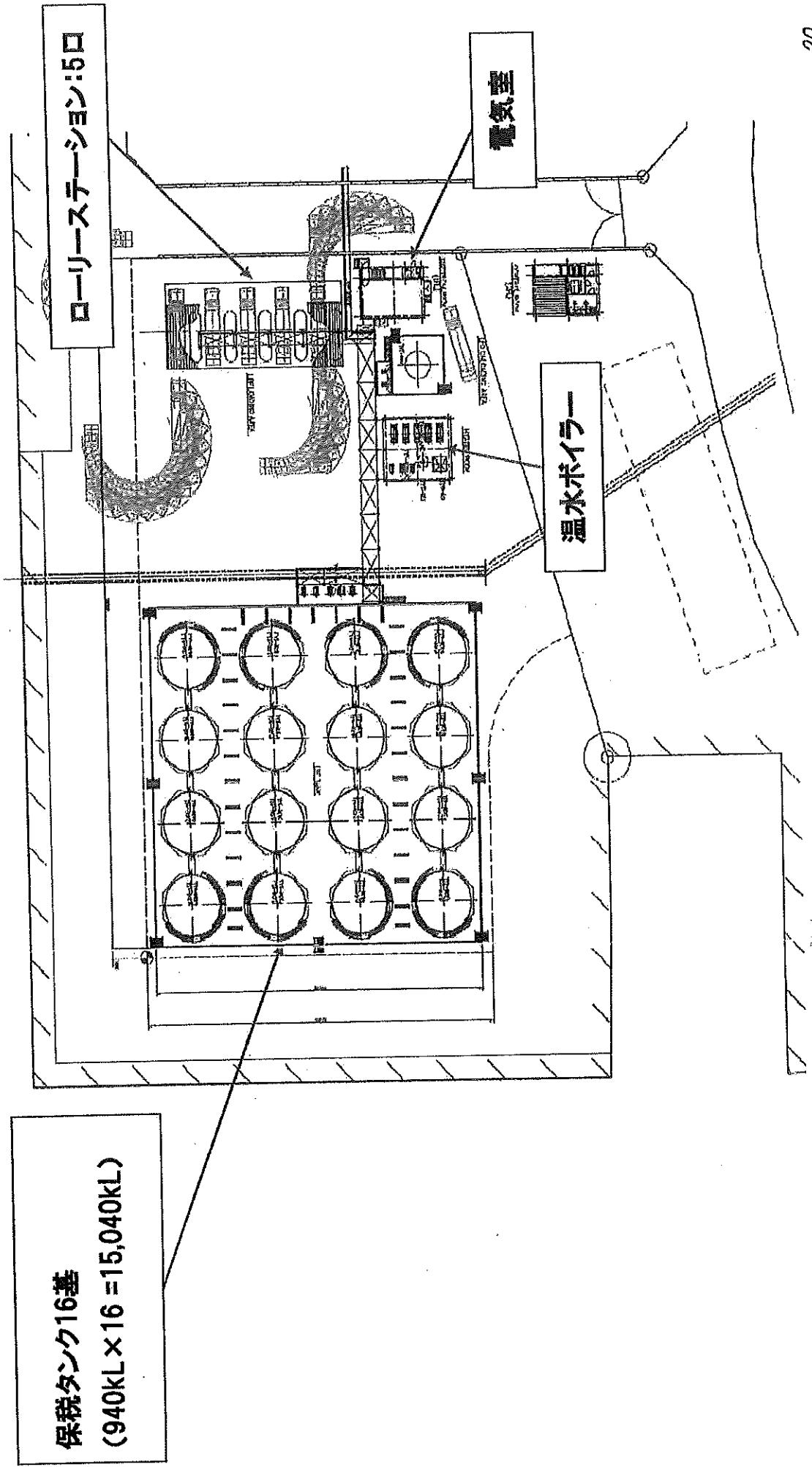
エンジンの冷却に水を使用するため、場外への排水の放流はありませんが、循環利用するため、一部排水が発生しますが、排水処理設備を設置し、適切な処理をしたうえで放流します。事務所で発生する生活排水は、公共下水道に放流します。

※ 今後、周辺環境への影響の低減に努めるため、舞鶴市と環境保全協定書の締結に向け、協議を進めます。

(18)タンクヤード配置図



(19) タンクヤード配置図



(20) 燃料輸送計画(商用運転開始後)

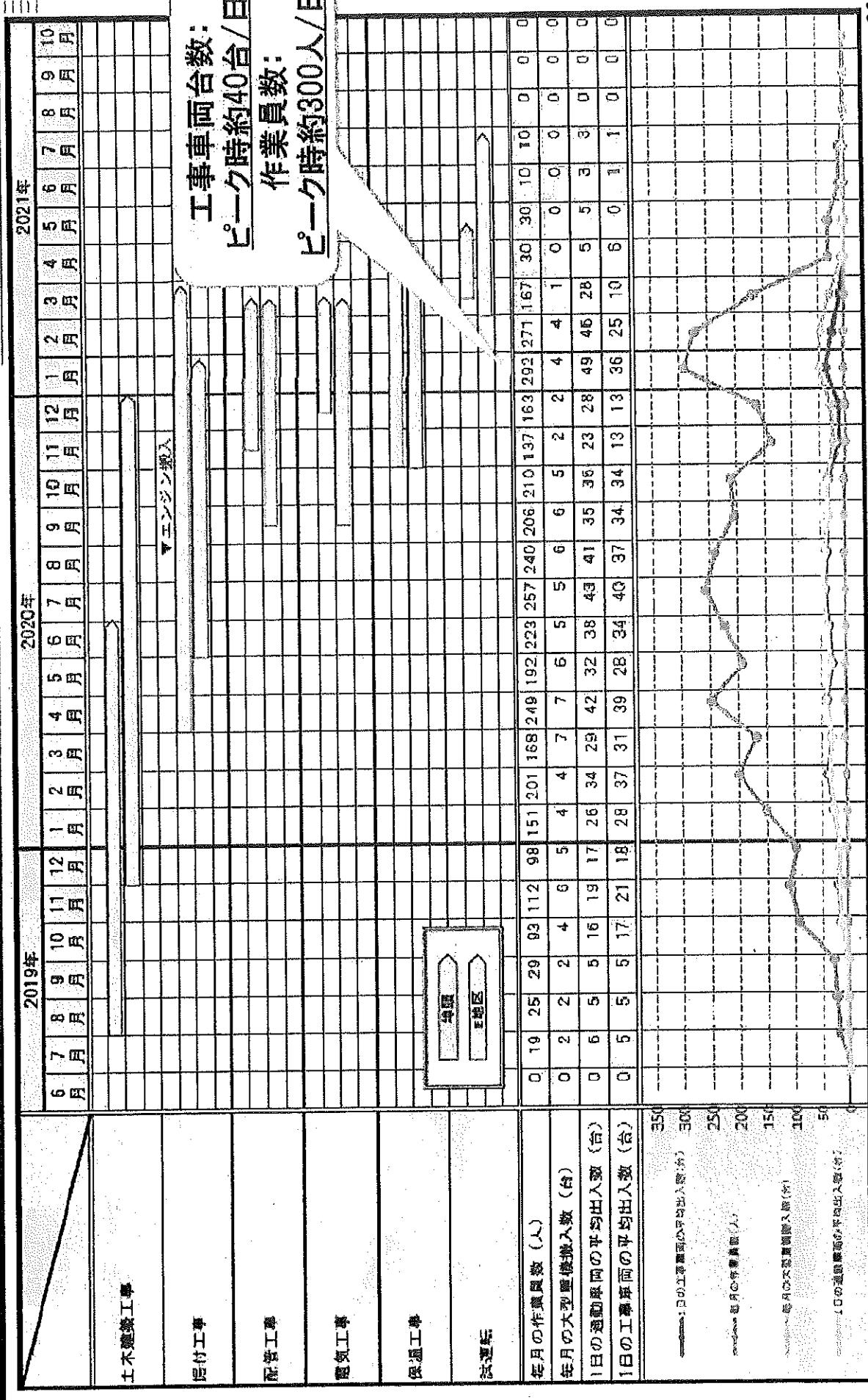


(21)工事期間中の工事車両通行について



運行ルートは上図の国道～港湾用地内産業道路を予定し、生活道路、通学路には配慮致します。
エシジン等の大型機器は発電所前のふ頭から陸揚げし、港湾道路を利用します。

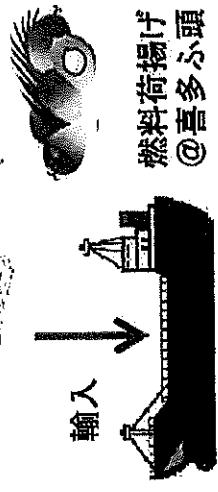
(22)工事期間中の工事車両・作業員数推移



(23)エコ・エネルギーポートへの今後の取組み案

シナール・マス

※非食用・認証取得パーム油



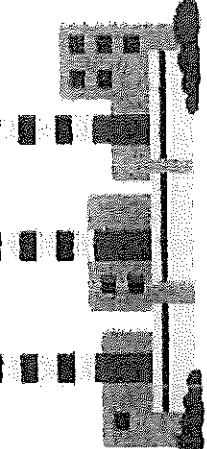
将来的には他発電プロジェクトへ
府内次期案件へ

タンク貯蔵
@喜多ふ頭



府内次期
案件へ

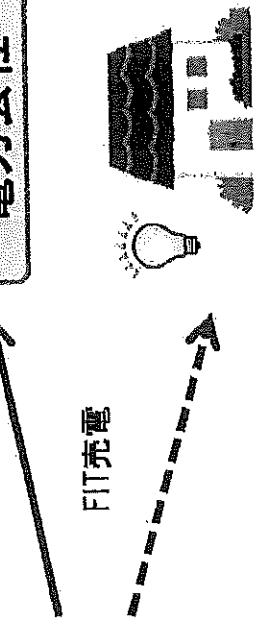
電力会社



ローリー車輸送

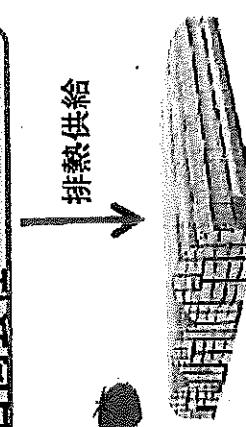
舞鶴パーム発電所

電力会社



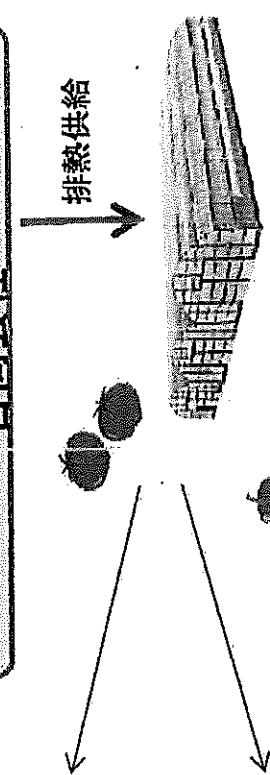
Hitz
Hita City Zosen

舞鶴グリーン・イニシアティブ
合同会社



排熱供給

京都府内へ出荷

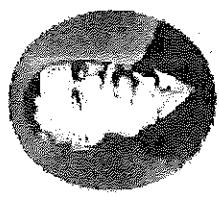


施設園芸などでの熱利用(案)

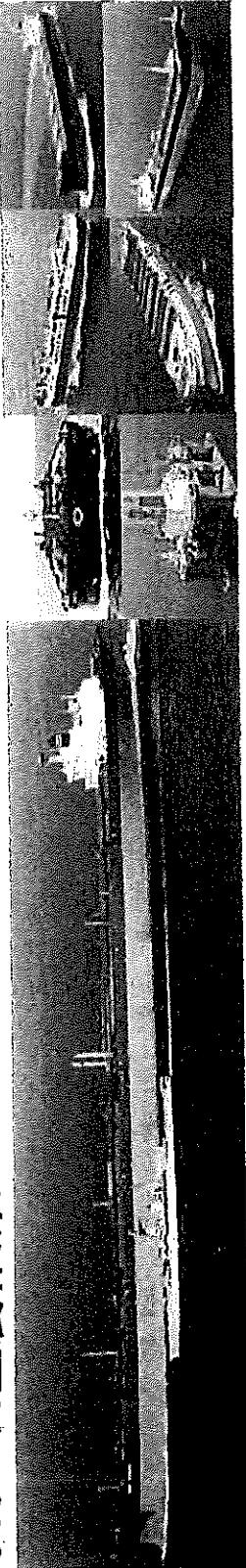
- ・<本プロジェクトのメリット>
- ・ インドネシアからのエネルギー安全保障への貢献
- ・ ローリー輸送 雇用創出: 約15名(計画)
- ・ 発電所 雇用創出: 約20名(計画)
- ・ 固定資産税: 総額約20億円(プラント1.6%相当額)
- ・ 府内次期パーム案件の拠点タンクポートへ

(24) 日立造船株式会社の歴史

1881 英国人E.H. Hunter が大阪にて大阪鉄工所を設立、造船業を開始



- 1936 日立製作所傘下に
- 1943 名称を日立造船株式会社へ変更
- 1946 日立製作所グループから独立



- 2002 日本鋼管と日本立造船の各造船部門を合併し、ユニバーサル造船(現ジャパン・マリン・ユナイテッド)を設立
- 2011 廃棄物発電システム会社のAE&E Inova A.G.(スイス)を買収



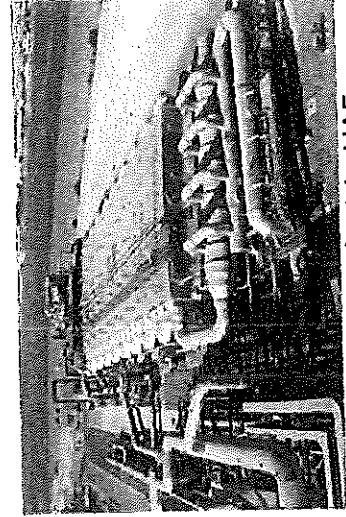
136 years

(25) 日立造船株式会社の事業

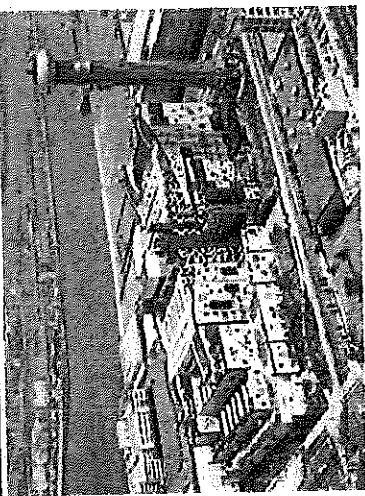
2017年度実績 売上高 3,764億円
営業利益 59億円

環境・プラント事業(69.9%)

- ✓ 廃棄物発電システム
- ✓ 廃棄物発電システム保守運転サービス
- ✓ バイオマス、排水処理、土壤処理
- ✓ 海水淡化装置、脱硝設備
- ✓ 送電システム、コーチエネルーション



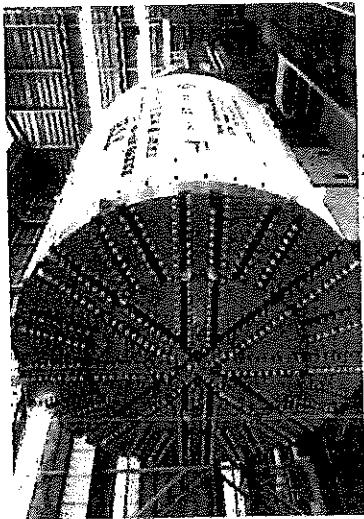
Desalination Plant in UAE



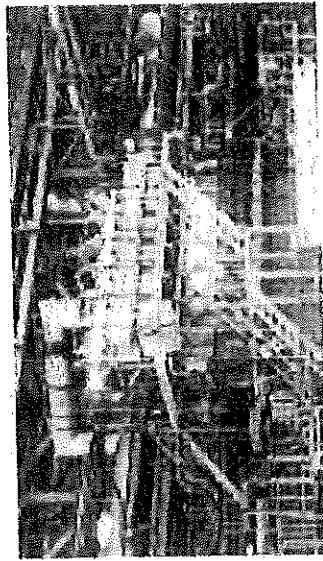
32MW Waste to Energy systems



World's Largest CTR Reactors



World's largest ship tunneling machine



Marine Diesel Engine



Suspension bridge

その他事業(2.0%)

- ✓ 鋼製橋梁
- ✓ 水門
- ✓ トンネル掘進機

- ✓ 圧力容器
- ✓ 使用済核燃料輸送/貯蔵機器
- ✓ 食品、医薬、プラスチック機械
- ✓ フィルム成型機
- ✓ インフラ事業(6.1%)



(26) 舞鶴工場概要

弊社は舞鶴市に工場を持ち、長年事業を行ってまいりました。
舞鶴工場は、1903年(明治36年)に開設された舞鶴海軍工廠を前身として、
約110年の歴史と伝統があります。

造船部門：8万重量トン級の船舶建造能力を持つ日本海唯一の大型造船所として、
防衛省・海上保安庁向け艦船および各種商船の新造・修理を担当。
陸機部門：産業用機械、プラント、食品機械、プラント機器、油圧装置、
ディーゼルエンジン、ロボット等の製造、アフターサービスを担当。



当社と日本鋼管(株)の船舶・海洋部門が統合し、
ユニバーサル造船(現ジャパンマリッシュナイト)を設立。



- 精密機械事業の中核工場として、
精密機械、産業用電子制御装置、鋳造品の製造・アフターサービス
- 環境・エネルギー事業の開発、実証実験
- 高機能性材料(トチュウエラストマ)の製造

「清聴ありがとうございました。」